

火葬料補助制度のご案内

島本町には火葬場がないため、町外の火葬場を使用いただいておりますが、その際、火葬場所在市町村の住民と火葬料に差が生じる場合があります。

その差額による負担の軽減を図るため、**非課税世帯を対象**に、火葬料の一部を補助する「火葬料補助制度」を実施しています。

補助対象

次の①②の条件を全て満たす場合

① **市町村民税非課税世帯(※1)に属する住民(※2)**の方が死亡または死産し、遺体が火葬された場合。**(注)⇒ 死亡者の世帯のうち、どなたかが課税されている場合は対象外となります。**

② 火葬場所在市町村の住民と火葬料に差が生じた場合

※1= 死亡または死産した日の属する年度(4月から6月の死亡または死産の場合は前年度)の市町村民税が非課税である世帯。

※2= 死亡日または死産日時時点で島本町に住民登録されている方。

申請者

火葬を行い、火葬料を支払った方。(※原則として、火葬料領収書の宛名となっている方)

補助金額

申請者が負担した火葬料【A】から、火葬場所在市町村の住民が負担すべき火葬料【B】を差し引いた額【C】に2分の1を乗じて得た額【D】。(※ただし、3万円を上限とする。)

<計算例> 高槻市葬祭センターで大人(12歳以上)の火葬を行った場合

【A】市外料金 60,000円 - 【B】市内料金 20,000円 = 【C】差額(対象経費) 40,000円

【C】対象経費 40,000円 × 補助率 1/2 = **【D】補助金額 20,000円**

申請方法

- **火葬を行った日から1年以内**に、申請書に次の書類を添えて福祉推進課に申請してください。
 - ① 「火葬許可証」の写し
 - ② 「火葬料領収書」の写し
 - ③ 対象者世帯(亡くなった住民の属する世帯)構成員の課税証明書(※転入の場合のみ)
- 審査を行ったうえ、後日指定の口座に補助金を振り込みます。

【問合せ・申請先】

〒618-8570(住所記載不要) 島本町役場 福祉推進課

(役場1階⑦番窓口/電話 075-962-7460/FAX075-962-5652)